

大臣官房会計課

公募型事業における事業者の選定方法の改善策について

昨年10月、文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにより『文部科学省幹部職員の事案等に関する調査報告(中間まとめ)』が取りまとめられ、公募型事業に関するそれぞれのルールの趣旨を明確に記載し、事業に携わる全ての者が着実に理解して業務に当たるよう求められた。

これを受けて大臣官房会計課では、公募型事業における事業者の選定方法について新しい運用のルール化を図り、1月25日付で通知したところ。新しい運用のルールは、①事業担当課が自ら提案した改善に向けた取組及び②調査・検証チームにより更なる改善を求められた取組に基づいて策定している。

関係局課においては、それぞれの事業担当課各担当に対し、そのルールを遵守し、適切に業務を行う旨の指導をお願いするもの。

<通知の主なポイント>

○委託事業

1. 審査委員の選定において

- (1) 審査委員の選定の3原則を遵守(5名以上を選定し、全員を外部有識者とし、外部有識者には文部科学省からの出向者や元職員を含めない)
- (2) 審査委員及び担当職員も遵守しなければならない事項を「審査要領」として周知

<審査要領に記載すべき内容>

- ・事業の選定は審査委員会によって決定する
- ・審査委員は、審査で知り得た情報を口外してはならない
- ・審査委員は、競争参加者から不公正な働きかけがあった場合は必ず申し出る
- ・審査委員は、「審査委員の利害関係者に対する審査基準」に従う

①利害関係者の最低限の範囲の設定

審査委員が審査を行うことが適切でないといみなされる例をあらかじめ設定

②利害関係の報告

審査委員は、競争参加者と利害関係を有している場合は事務担当官に報告

③審査委員の再選定

審査委員が審査から外れ2名以下となった場合、該当する審査委員を再選定

2. 公募において

- (1) 公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は認めないことを遵守
- (2) 競争参加者からの問い合わせ及び相談等にはホームページ等を通じて等しく周知

3. 審査において

- (1) 各審査委員の評価結果を必ず共有する
- (2) 採択件数の決定も審査委員会にて行う
- (3) すべての競争参加者に対し審査結果を通知し、不採択の場合は不採択理由を明記

4. 本通知を踏まえ、会計業務マニュアルを改訂(省内ポータルサイトに掲載し共有)

○補助事業

事業毎に補助目的に則した手続き等が定められているところであるが、義務的に配分する負担金等を除き、以下により選定プロセスを実施すること

- (1) 申請者からの企画提案について、外部有識者による審査委員会の評価により補助事業の採択決定をする等の競争性の高い事業については、委託事業に準じて手続きを定めること
- (2) 事業の性質上、委託事業に準じた取り扱いを行うことが困難な補助事業については、その理由を明確にしておくとともに、採択や配分の基準を作成する等、十分に説明責任が果たせるような措置を講ずること